

1

青森市総合計画

基本構想



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいを感じるまちにしましょう

2005（平成17）年4月27日制定

青森市総合計画のあらまし

■ 計画の構成と期間・役割

「青森市総合計画・前期基本計画」は、「基本構想」と「基本計画」の2つで構成しており、それぞれの計画期間と役割は次のとおりです。

■ 基本構想

- ・目標年次／2028（令和10）年度（10年間）
- ・役割／本市の目指すべき将来都市像と、これを実現するための取組の基本方向を定めたまちづくりの基本目標であるとともに、あらゆる活動の最上位の指針です。

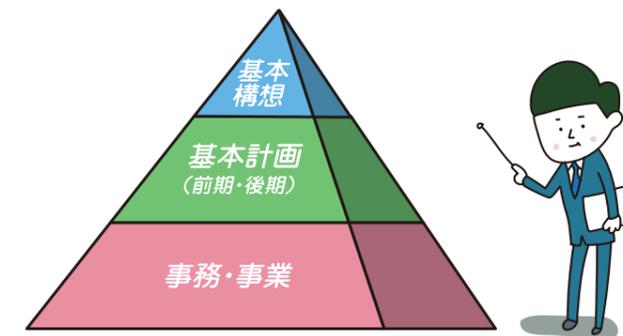
■ 基本計画

- ・計画期間／計画期間を5か年とする前期基本計画及び後期基本計画によって構成しています。

前期基本計画・・・2019（令和元）年度～2023（令和5）年度
後期基本計画・・・2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

- ・役割／基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けた具体的な取組を示しています。

- ・イメージ図／



■ 計画の特徴

【本市の現状や課題に対応する計画】

本市の概況や地域資源といった特性を踏まえるとともに、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする主要課題や分野ごとの現状と課題に対応する手段を施策として示す、課題解決型の計画です。

第1章

基本構想策定の趣旨・背景

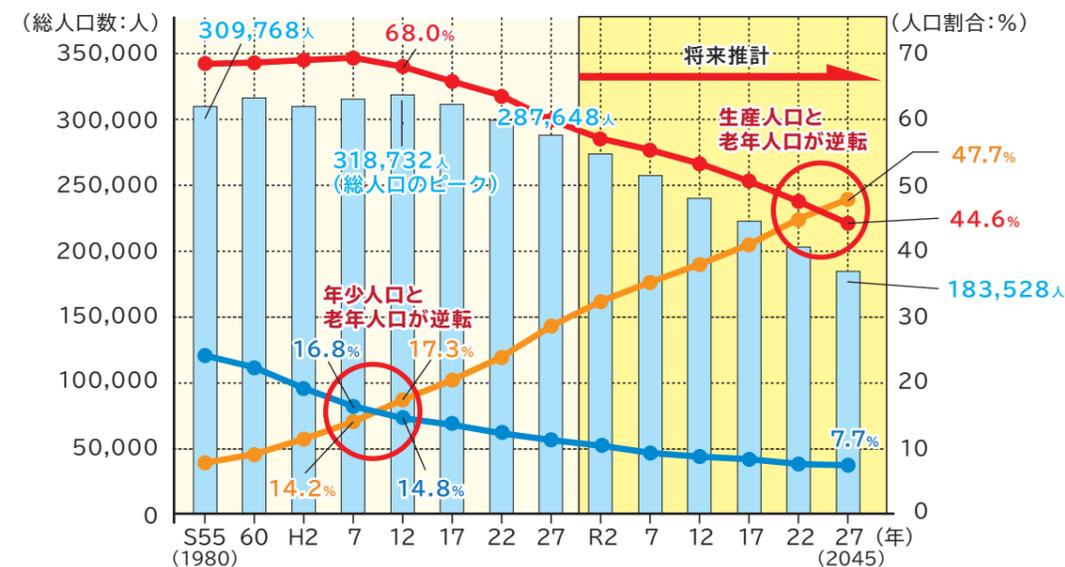
1 基本構想策定の目的

青森市は、2005（平成17）年4月、先人たちの努力により発展を遂げてきた旧青森市と旧浪岡町との合併により誕生し、2006（平成18）年10月には青森県内初の中核市^{※1}への移行を経て、北東北の拠点都市として、更なる発展を目指してまちづくりを進めてきました。

しかしながら、急激に進む人口減少や少子高齢化とそれらに伴う労働力人口^{※2}の不足、全国各地で多発する大規模な自然災害を契機とした防災意識の高まり、情報通信技術の急速な進化など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化してきています。

そこで本市では、このような環境変化に迅速かつ的確に対応するとともに、本市の緊急課題である人口減少に立ち向かうための新たなまちづくりの方向性として、多くの市民がこのまちで暮らし続けることができるよう「こと創り」などに取り組むほか、持続可能な都市づくりを目指した多極型の「コンパクト・プラス・ネットワーク」の方針のもと、10年後の将来を見据え、本市のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、新たな総合計画を策定しました。

人口の推移と将来人口推計（青森市）



■ 総人口の推移 ● 15～64歳以上人口割合（生産人口）
● 0～14歳以上人口割合（年少人口） ● 65歳以上人口割合（老年人口）
 (S:昭和、H:平成、R:令和)

出典：2015（平成27）年以前は総務省「国勢調査」、2020（令和2）年以降は国立社会保障・人口問題研究所

※1【中核市】地方自治法に基づき、人口20万人以上の要件を満たし、都道府県から保健所の設置や都市計画などに関する権限の移譲を受けた都市。これにより自主的・自立的かつ効率的なまちづくりを進めることができる。

※2【労働力人口】生産年齢人口（満15歳以上65歳未満）のうち、労働の意思と能力を持つ者の人口。就業者（休業者も含む）と完全失業者の合計。

2 基本構想の目標年次

基本構想は2019（令和元）年度を初年度とし、目標年次を10年後の2028（令和10）年度とします。

また、本構想に基づく具体的な取組を示した基本計画（前・後期各5カ年）を策定し、5年で見直しを行います。

3 本市の地域資源

【人口・面積等】

2015（平成27）年国勢調査によると、本市の人口は28万7648人、世帯数は11万8234世帯となっています。行政区域面積は824.61平方キロメートルで、そのうち約70％は森林となっています。

【陸奥湾・八甲田などの自然】

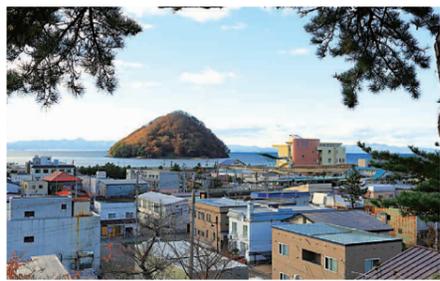
本市は、北部は陸奥湾に面し、東部と南部には奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は梵珠山を含む津軽山地から津軽平野へ連なるなど、雄大な自然に囲まれています。

【温泉】

「浅虫温泉」や八甲田地区の温泉に代表される豊富な温泉は、市民の健康増進に役立っているとともに、重要な観光資源の一つとなっています。

【特産品】

全国的に有名な「りんご」のほか、「カシス」、「バサラコー



浅虫温泉



青森港



りんご・ほたて・カシス



八甲田の樹氷



青森公立大学



青森ねぶた祭



青森駅前



小牧野遺跡の環状列石

ン、海産物では、「ホタテ」や「ナマコ」、「ホヤ」、工芸品では「ガラス工芸」、「こぎん刺し」など、魅力ある特産品を豊富に有しています。

【祭・伝統芸能】

日本を代表する火祭りであり、国の重要無形民俗文化財に指定されている「青森のねぶた」や、浪岡城主北畠氏にちなんだ「浪岡北畠まつり」などの祭、地域に受け継がれてきた「獅子踊」などの民俗芸能や郷土芸能を有しています。

【史跡】

日本最大級の縄文集落跡として国の特別史跡に指定されている「三内丸山遺跡」と大型環状列石を主体とする「小牧野遺跡」のほか、壕と土塁に囲まれた平安時代の集落跡である「高屋敷館遺跡」、中世城館である「浪岡城跡」を有しています。

【産業構造】

古くから港町、商都として発展を遂げてきた商いの街であり、2015（平成27）年度における市内総生産の割合では、第1次産業^{※1}が0.7％、第2次産業^{※2}が9.5％、第3次産業^{※3}が89.8％となっており、第3次産業に特化した産業構造になっています。

【高等教育機関】

市内には、6つの高等教育機関（4年制大学4校、短期大学2校）があり、相互の密接な連携と協力により、地域の課題を分析・研究し、地域の活性化に取り組むとともに、住み

よいまちづくりを進めるための連携協定を市と締結しています。

【都市基盤】

青森県の行政・経済、医療・福祉の中心都市としての都

市機能^{※4}が集積しています。また、新幹線新青森駅、青森空港、青森港、東北自動車道などを有する交通の要衝であり、陸・海・空の交通結節点として、高い拠点機能を有しています。

※4【都市機能】都市の持つ機能の総称。主な機能としては、居住機能、商業機能、業務機能、工業機能、レクリエーション機能などがある。

※1【第1次産業】青森県市町村民経済計算の分類における、農業、林業及び水産業のこと。

※2【第2次産業】青森県市町村民経済計算の分類における、鉱業、製造業及び建設業のこと。

※3【第3次産業】青森県市町村民経済計算の分類における、卸売・小売業、不動産業及びその他サービス業などのこと。

4 本市の直面する諸課題

我が国の人口は、2008（平成20）年をピークに減少局面に入っており、2017（平成29）年10月1日現在の総務省「人口推計」によると、1億2670万6000人で、7年連続の減少となりました。

また、本市の人口も、国勢調査によると、2000（平成12）年の31万8732人をピークに減少が続いており、2015（平成27）年は28万7648人となっています。将来推計人口では、総合計画の目標年次である2028（令和10）年には、2015（平成27）年と比較して約4万1000人の減少となり、この傾向はさらに続くことが見込まれています。

本市が、今後まちづくりを進めるに当たっては、現在置かれている状況や、人口減少の影響及びこれに伴う社会経済環境の変化等、次のような課題を踏まえて考えていく必要があります。

（1）魅力ある仕事や労働力の不足

我が国の経済は、景気が緩やかに回復する一方で、企業の人手不足感が高まっている状況にあります。今後、経済のグローバル化^{※1}が進展するとともに、AI^{※2}・IoT^{※3}などの技術革新によって、産業構造や雇用環境などが大きく変化し

ていくことが予想されます。

本市においては、主に進学や就職を契機とした若年層の市外流出による人口の社会減が継続しており、魅力ある仕事がないことがその要因の一つと考えられます。

また、人口減少・少子高齢化により生産年齢人口の一段の減少が見込まれることから、労働力の不足が懸念されます。

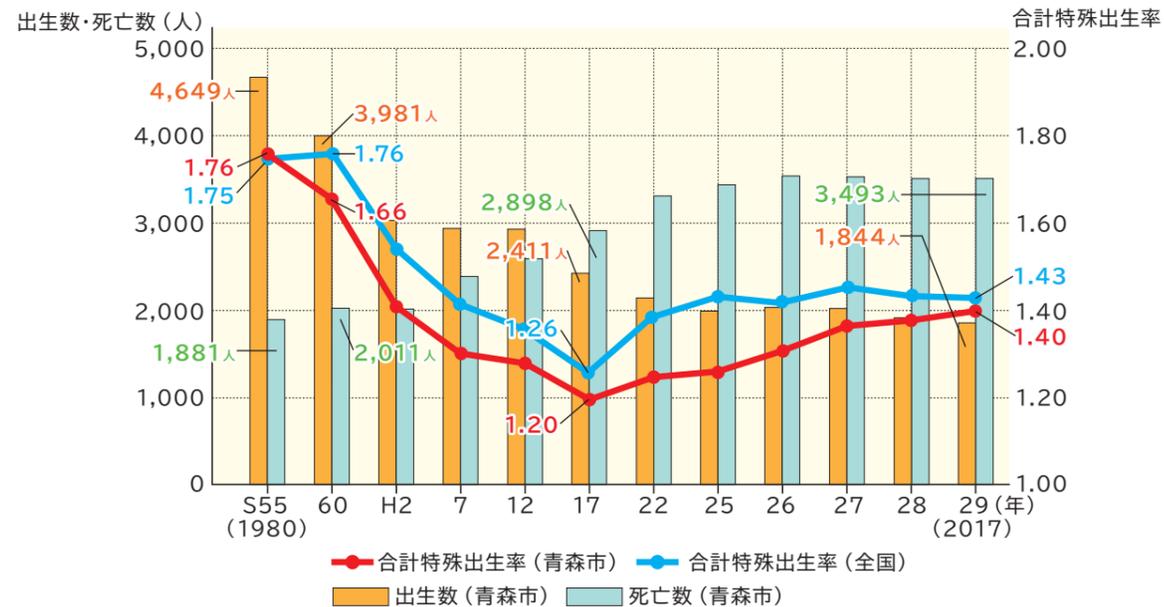
（2）少子化の進展

我が国においては、2017（平成29）年の合計特殊出生率^{※4}は1.43と2年連続で低下しており、出生数は約94万6000人と統計開始（1899（明治32）年）以降で最少となっています。

本市における合計特殊出生率は、2017（平成29）年は1.40と国よりも低水準であり、また、非婚化・晩婚化の進展、若年層の市外流出による子どもを産む世代の減少などが相まって出生数が減少しています。

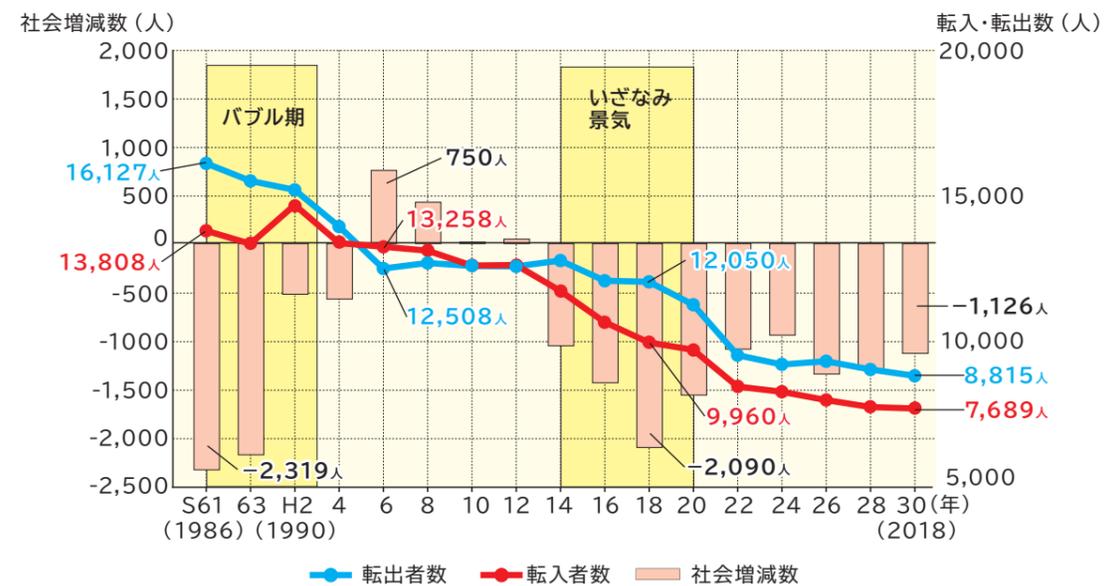
また、国の調査結果^{※5}では、子育てに何らかの負担・不安を感じていると回答している者の割合が7割を超えており、青森県の調査結果^{※6}では、理想の子ども数より、予定の子ども数がない理由として、子育てにかかる経済的・心理的・肉体的負担が重いと回答している者の割合が高くなっています。

合計特殊出生率と出生・死亡数の推移



(S:昭和、H:平成)
 合計特殊出生率/出典:全国は厚生労働省「人口動態統計」、青森市は保健部調べ
 出生・死亡数/出典:総務省「国勢調査」(~1995(平成7)年)、
 青森県「青森人口移動統計調査」(1996(平成8)年~)

転入・転出状況の推移(青森市)



(S:昭和、H:平成)
 出典:青森県「青森県の推計人口年報」

※4 [合計特殊出生率] 15歳~49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数。
 ※5 [国の調査結果] 「人口減少社会に関する意識調査」(2015(平成27)年10月厚生労働省)
 ※6 [青森県の調査結果] 「子どもと子育てに関する調査」(2009(平成21)年3月青森県)

※1 [グローバル化] これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっていくこと。
 ※2 [AI] 人工知能。
 ※3 [IoT] モノのインターネット(Internet of Things)。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

(3) 多様化する地域課題・地域活力の維持

人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化などに伴い、多様化・複雑化する地域課題等に適切に対応していくためには、行政が中心となった取組だけでは限界が生じています。

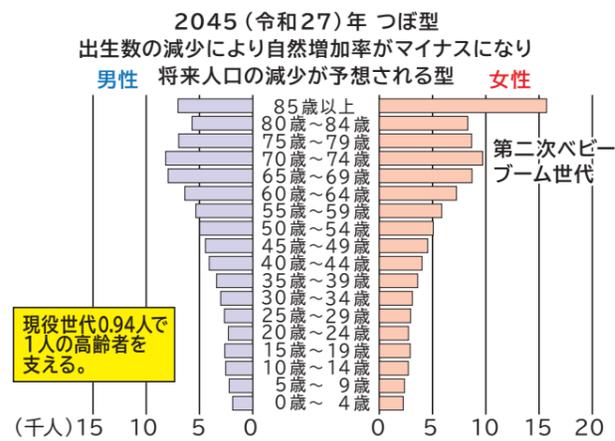
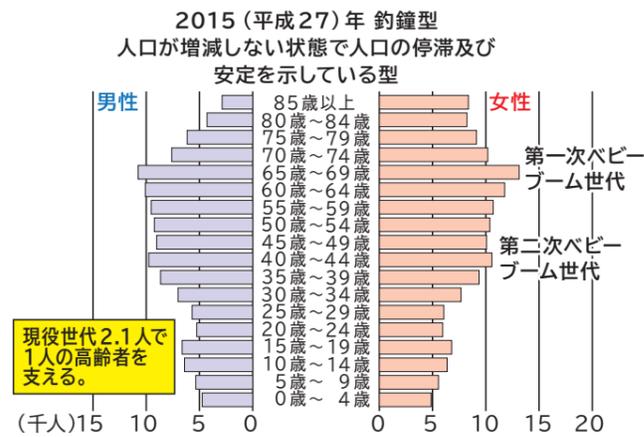
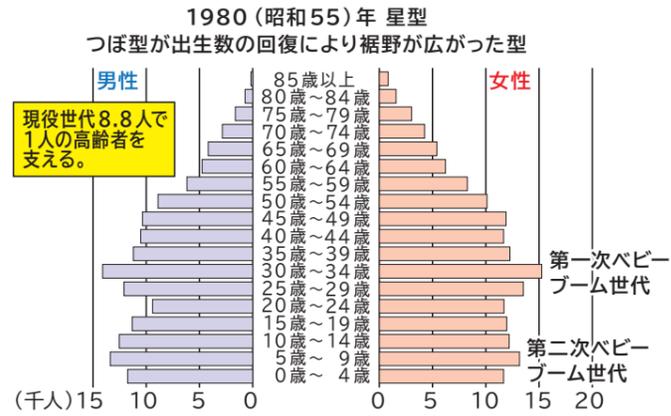
また、国では、将来の自治体運営を見据えて、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・自治体間で有機的に連携することで、人々の暮らしやすさを保障していく広域連携の重要性について議論されています。

(4) 高齢化の進展・短命市

我が国の高齢化率^{※1}は、2017(平成29)年で27.7%に達しており、高齢化が空前の速度と規模で進展しているとともに、平均寿命は、2017(平成29)年で男性81.09歳、女性87.26歳と年々延びており、今後ますます延伸していくことが見込まれています。

一方、本市の高齢化率は、2017(平成29)年で29.3%と全国平均よりも高く、また、平均寿命は、男性が2010(平成22)年に全国ワースト4位^{※2}を記録し、2015(平成

人口ピラミッドの推移(青森市)



出典:1980(昭和55)年・2015(平成27)年は総務省「国勢調査」、2045(令和27)年は国立社会保障・人口問題研究所

※1【高齢化率】総人口に占める65歳以上人口の割合。
※2【全国ワースト4位】「市区町村別生命表」(2013(平成25)年7月厚生労働省)結果。

27)年は男性78.9歳、女性85.7歳と、ともに全国市区町村の中でも下位に位置する短命市と言えます。

また、青森県の健康寿命^{※3}を見ると、2016(平成28)年で男性71.64歳、女性75.14歳と、いずれも本市の平均寿命と比較すると10年前後の乖離があります。

(5) 多発する自然災害、空家等の増加

2011(平成23)年の東日本大震災、2018(平成30)年の北海道胆振東部地震のほか、近年、全国各地で発生している大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、予期せぬ降雪による被害など、全国的に見て大規模な自然災害が多発しており、本市でも発生しないとは限りません。

また、我が国の空家数は、2013(平成25)年には、5年前より約63万戸増の約820万戸で空家率13.5%となっています。一方、本市の空家数は、2013(平成25)年には、5年前より1390戸増の2万8300戸で空家率15.4%となっており、空家数は国と同様に増加し、空家率は国を上回っています。

(6) 地球温暖化や海洋汚染など

温室効果ガス^{※4}の排出による地球温暖化の進行、海洋ごみによる海洋汚染など、持続可能な社会の形成に向けた自然環

境の保全は世界的な課題となっています。

また、我が国においては、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が自然環境に悪影響を及ぼしており、本市においても同様に課題となっています。



※3【健康寿命】人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
※4【温室効果ガス】二酸化炭素(CO₂)など地球に温室効果をもたらすガス。

第2章 まちづくりの目標

1 将来都市像

『市民一人ひとりが挑戦する街』

本市では、長期的な人口減少の進行と少子高齢化の進展が見込まれていることから、人口減少・少子高齢化が引き起こすさまざまな環境変化や社会・経済面における影響を抑制し、持続可能なまちづくりを進めるため、行政・経済・医療・福祉の中心都市でありさまざまな都市機能を有する県都として、本市が古くから港町、商都として発展してきた経緯や、豊かな地域資源などを活かしながら、まちの活力は、常に新

6つの基本視点

産業創出と担い手の確保

経済のグローバル化やICT※1の進化によるさまざまな変化に対応し農業を含むさまざまな分野において、AI・IoTなどを活用したイノベーション※2により新たな価値を生み出し、生産性の向上を実現するとともに、地域資源や特性を活かした産業を創出します。

また、生産基盤や経営体質の強化を図り、安全・安心で質の高い製品を作り、育て、域内外に売り込む「攻めの農林水産業」を展開するとともに、国際観光都市として、交通結節点である強みを活かし、外国人旅行者の誘客の強化を図ることで交流人口の拡大につなげ、経済的な波及効果を最大限に獲得します。

これらにより、若者をはじめとした多くの市民がこの街で暮らしていける環境を確保します。

しいことへの挑戦から生まれるとの認識のもと、あらゆる分野において「市民一人ひとりが挑戦する街」を目指します。

2 まちづくりの基本視点

本構想に掲げた将来都市像の実現のため、次の6つの基本視点に立ってまちづくりを推進します。

また、『青森市民憲章(2005(平成17)年4月制定)』をはじめ、『非核・平和のまち宣言(1986(昭和61)年9月、旧浪岡町宣言)』、『平和都市宣言(1990(平成2)年7月、旧青森市宣言)』、『男女共同参画都市「青森宣言」(1996(平成8)年10月、旧青森市宣言)』の趣旨は、まちづくりの重要な理念・視点として、あらゆる施策の推進に当たって尊重します。

6つの基本視点

未来を支える人材の育成

本市の未来を担う子どもたちが、社会全体で健やかに心豊かに育まれる環境づくりや、出産・子育てに不安を感じることなく安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるとともに、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体など「生きる力」を育成する教育環境づくりを進めます。

また、2020(令和2)年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」、2025(令和7)年に青森県で開催予定の「第80回国民スポーツ大会」などを契機とした地域スポーツの活性化や、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた盛り上がりを契機とした文化芸術の振興、市民誰もが知識や技能を学び、社会で活かせる環境づくりを進めることで、本市の未来を支える人材の育成を進めます。

6つの基本視点

連携の推進・安心な地域社会づくり

地域における多様化・複雑化する課題の解決や日常生活を維持するため、市民や町会等の地域コミュニティ※3、ボランティア、NPO※4をはじめとする市民活動団体などさまざまな主体による地域内連携を進め、地域の個性と魅力を活かしながら、安全・安心に暮らすことができる環境づくりや、全ての市民が社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、ともに安心して暮らすことができるような地域社会づくりを進めます。

また、地域活力の維持確保・地域経済活性化などのための複数市町村による広域連携や、都市間での経済・スポーツ・文化交流など、連携によるまちづくりを推進します。

6つの基本視点

生涯現役※5の推進

今後ますます増加していくことが見込まれている高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりや、平均寿命が年々延び続けている中であって、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できるよう、生活習慣病の予防、禁煙対策、各種健康診査・がん検診等の受診率向上による疾病の早期発見や介護予防などにより、健康寿命の延伸を図ります。

また、地域で共に支え合い助け合う環境づくりを進めることで、高齢者や障がい者であっても、あらゆる市民が、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って心身ともに健康に暮らし、生涯現役として活躍することができるまちづくりを進めます。

6つの基本視点

持続可能な都市づくり

本市は、青森駅周辺を中心に陸奥湾に面してまちが東西に広がっており、そのまちの姿は、白鳥が翼を広げた姿と類似しています。

今後は、その都市構造を踏まえ、都市の効率を高めるコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携することにより、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを目指した「コンパクト・プラス・ネットワーク」を進めます。

また、災害発生時における被害の最小化や自助・共助・公助※6による迅速な対応、災害への備えなど、災害に強いまちづくりを進めるとともに、豪雪災害時においても市民生活への影響を最小限にするための雪対策の充実を図ります。

6つの基本視点

自然環境の保全

太陽光や地中熱など、地域に存在するエネルギー資源の有効かつ効率的な利用や、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分により、温室効果ガス排出量の削減など、地球温暖化の防止に努めるとともに、地球環境の保全に貢献する循環型社会※7の形成を図るほか、日常における快適で衛生的な生活環境づくりを進めます。

これらにより、豊かな恵みである良質な水や「りんご」、「コメ」、「ホタテ」をはじめとした豊富で優れた農水産物をもたらす陸奥湾や八甲田に象徴される本市の美しい自然環境を保全し、次の世代に引き継いでいきます。

※5 [生涯現役] 健康上の問題で日常生活が制限されることなく、いつまでも住み慣れた地域で仕事や趣味、スポーツなどに親しみながら生きがいを持って健康に暮らすこと。

※6 [自助・共助・公助] 自分で自分を助けること(自助)、家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと(共助)、行政による救助・支援(公助)で、主に災害時の対応などに使用される。

※7 [循環型社会] 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

※1 [ICT] 情報通信技術 (Information and Communication Technology)。パソコンやスマートフォンなどを活用したコミュニケーションを行うための技術。

※2 [イノベーション] 技術革新。新機軸。経済成長の原動力となる革新。

※3 [地域コミュニティ] 地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

※4 [NPO] 利益を求めず、主に公益的な目的の実現のために活動する組織。「Non-Profit Organization」の略。

第3章 施策の大綱

本構想に掲げた「将来都市像」の実現に向けた取組を、体系的・総合的に推進するため、6つの分野ごとに施策の大綱を定めます。
 また、それぞれ関連がある施策分野については、施策による成果を最大限発揮できるように相互に連携しながら取り組んでいきます。

1 しごと創り

若者をはじめとした多くの市民が
 このまちで暮らしていける環境づくりに挑戦するため、
 「産業の振興・雇用対策の推進」「農林水産業の振興」
 「観光の振興・誘客の推進」に取り組みます。

施策の方向性



(1) 産業の振興・雇用対策の推進

若者等の起業・創業や、地元企業による新たな領域での事業展開、第二創業※1など、地域資源や特性を活かした新ビジネスへの挑戦を促進するとともに、生産性向上の取組などを通じた経営基盤の強化を促進するほか、地域特性に応じた個性と魅力ある商店街づくりを促進します。

また、地域ニーズに対応した多様な企業の立地等を促進するほか、若者等の地元就職や誰もが安心して働くことができる雇用環境づくり等を促進します。

(2) 農林水産業の振興

豊かな自然に育まれた安全・安心な市産農林水産品の販路拡大に向けて、地域ブランド化や高付加価値化に積極的に取り組むとともに、販売力を強化します。

また、担い手の育成・確保を進めるとともに、新技術の導入や経営の多角化などにより、農林水産業の経営の体質強化を図るほか、農林水産業の生産基盤である農地や森林、漁港などの適正な管理やその有効活用を通じて、優良農地の確保や森林などがもつ多面的機能※2の維持・発揮と水産資源の保護を図ります。

(3) 観光の振興・誘客の推進

広域的な連携などによる戦略的なプロモーション※3を通じて、交流人口の拡大を図ります。

また、自然、歴史、文化芸術、食などの地域特性を活かした魅力づくりを進めることにより、観光地としてのブランド力の向上を図るほか、近年増加している外国人観光客をはじめとする国内外の観光客への受入態勢の強化を図ります。



2

ひと創り

将来を担う世代を育むとともに、市民が生涯を通じて学び、
 地域や社会で活かせる環境づくりに挑戦するため、
 「子ども・子育て支援の充実」「教育の充実」
 「スポーツの推進」「文化芸術の推進」に取り組みます。

施策の方向性



(1) 子ども・子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目がなく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を推進します。

また、子どもが身近な地域の中で安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるとともに、心を育む指導や体験活動の充実などを通じて、子どもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくりを進めます。

(2) 教育の充実

学校を取り巻く状況の変化に対応しながら、安全・快適で質の高い教育を受けることができる教育環境づくりや、学校・家庭・地域一体で子どもを育む環境づくりを進め、子どもの「生きる力※4」の育成を図るほか、子どもの発達や学びの連続性を保障し、全ての子どもが安心して学ぶための支援体制の充実・強化を図ります。

また、関係団体等が連携し、青少年の健全育成を支援するほか、市民誰もが生涯にわたり、知識や技能を学び、地域や社会で活かすための環境の充実を図ります。

(3) スポーツの推進

年間を通じて、市民誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めることで、本市のスポーツ人口を増加させるとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大により、地域活性化を図ります。

また、官民連携により、選手の育成と指導者の確保を進めることで、競技力の向上を図ります。

(4) 文化芸術の推進

市民が文化芸術に身近に触れ合うことができる環境づくりを進めるとともに、文化芸術に対する子どもたちの関心を喚起することや後継者の育成を図ることで、次世代へ継承します。

また、文化財を適切に保存・管理していくとともに、観光資源として活用を図ります。



※4[生きる力] 文部科学省の学習指導要領で定める確かな学力(基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力)、豊かな心(自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性)、健やかな体(たくましく生きるための健康や体力)のバランスの取れた力。

※1[第二創業] 既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。

※2[多面的機能] 農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成などや、森林が有する温室効果ガス吸収源や土砂災害防止などの機能。

※3[プロモーション] 消費者に製品やサービスを認識させ、購入してもらうための広告、広報などの情報発信や販売促進などの活動。

4

やさしい街

心身ともに健康で、互いに支え合いながら、安心して生きがいを持って暮らすことができるまちの実現に向けて、「保健・医療の充実」「高齢者福祉の充実」「障がい者福祉の充実」「暮らしを支える福祉の充実」に取り組みます。

施策の方向性



(1) 保健・医療の充実

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、市民総ぐるみでヘルスリテラシー※2の向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

また、感染症の予防とまん延防止対策を進めるとともに、必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

また、介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

(3) 障がい者福祉の充実

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心して暮らさずにはいられない環境づくりを進めます。

また、障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

(4) 暮らしを支える福祉の充実

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、社会福祉協議会やNPO、ボランティアなど多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実を図ります。

また、関係機関と連携した自立相談支援等を通じて、生活困窮者の自立を促進します。



※2 [ヘルスリテラシー] 健康教養。健康に関する正しい知識を身につけ、活用していく力。

3

まち創り

誰もが住み慣れた社会で安全で快適に暮らすことができる環境づくりに挑戦するため、「地域内連携・広域連携の推進」「安全・安心な市民生活の確保」「ユニバーサル社会※1の形成」に取り組みます。

施策の方向性



(1) 地域内連携・広域連携の推進

若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成を支援するとともに、市民や町会等の地域コミュニティ、ボランティア、NPOをはじめとする市民活動団体など多様な主体の連携・協働により、多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活圈や経済圏が密接に結びつく地域や共通の資源を持つ近隣地域との広域連携を推進することで、地域活力の維持・向上を図るとともに、青函交流をはじめとした国内外の都市との交流を推進します。

(2) 安全・安心な市民生活の確保

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

また、地域防犯活動団体の担い手を確保するとともに、防犯に関する広報活動や警戒活動等を展開し、地域の防犯意識の高揚を図るほか、消費者の安全・安心の確保のため消費者教育・啓発活動を推進します。



(3) ユニバーサル社会の形成

全ての人が互いに支え合いながら対等に参画できる、男女共同参画社会の形成を促進します。

また、年齢、国籍、障がいの有無等に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図るとともに、平和の尊さを若い世代に伝えていきます。



※1 [ユニバーサル社会] 市民一人ひとりがお互いの違いや人格を尊重しつつ、それぞれが対等な社会の構成員として自立し支え合うとともに、すべての市民が持てる能力を最大限発揮できる社会。

5

つよい街

災害や雪に強く、機能的で快適なまちの実現に向けて、
「防災体制・雪対策の充実」「土地利用・都市景観の形成」
「交通インフラ※1の充実」に
取り組みます。

施策の方向性



(1) 防災体制・雪対策の充実

災害時において、市民の生命と財産を守るため、自助・共助・公助による官民一体となった地域防災体制の強化を図るとともに、災害に強い都市基盤整備を進めます。

また、地域・除排雪事業者・行政が連携し、効果的・効率的な除排雪を推進するとともに、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を促進するほか、空家等の適正な管理を促進します。



(2) 土地利用・都市景観の形成

適正な土地利用を推進するとともに、公共交通ネットワークとの連携と医療・商業等の都市機能の立地の促進により、コンパクトな複数の拠点づくりを進めます。

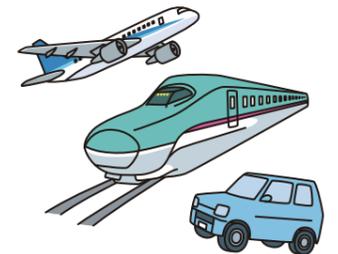
都市景観に関する意識醸成や緑化活動の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

また、地域特性に応じた良好な居住環境の形成を推進するとともに、多様な居住ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

(3) 交通インフラの充実

道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図るほか、都市づくりと連携しながら、公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、年間を通じて誰もが安全で快適に移動することのできる道路交通環境の確保を図ります。



※1 [交通インフラ] 道路、高速道路、港湾、空港といった社会の基盤となる交通関連の施設等。

6

かがやく街

豊かな自然を守り続けるまちの実現に向けて、
「豊かな自然環境の保全」「快適な生活環境の確保」
「廃棄物対策の推進」に
取り組みます。

施策の方向性



(1) 豊かな自然環境の保全

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成によって、自然環境の保護を図るとともに、陸奥湾資源の保全のため陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進します。

また、再生可能エネルギー※2等の普及促進、市自らも取り組む省エネルギー行動の推進などにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進します。

(2) 快適な生活環境の確保

污水处理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域※3の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

また、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するほか、食品衛生・生活衛生対策の推進、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚及び適正飼養の意識啓発を図ることなどにより、衛生的な生活環境の確保を図ります。



(3) 廃棄物対策の推進

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な取組を推進するとともに、意識啓発の強化などを図ります。

また、不法投棄をなくすため、廃棄物の適正処理に関する啓発活動を積極的に推進するとともに、関係機関と連携しながら、不法投棄をさせないための環境づくりなど、廃棄物対策を推進します。



※2 [再生可能エネルギー] 半永久的に利用可能な太陽エネルギーや水力・風力・地熱などのエネルギー。

※3 [公共用水域] 河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。

第4章 推進体制

本構想に掲げた「将来都市像」の実現のための各施策を推進するため、次の基本的な姿勢に立つて市政運営を推進していきます。

(1) 行財政改革の推進

ICTや身近な公共施設などを有効活用するとともに、民間活力の活用などにより、市民ニーズに対応した行政サービスの効果的・効率的提供を進めます。

(2) 人材育成の推進

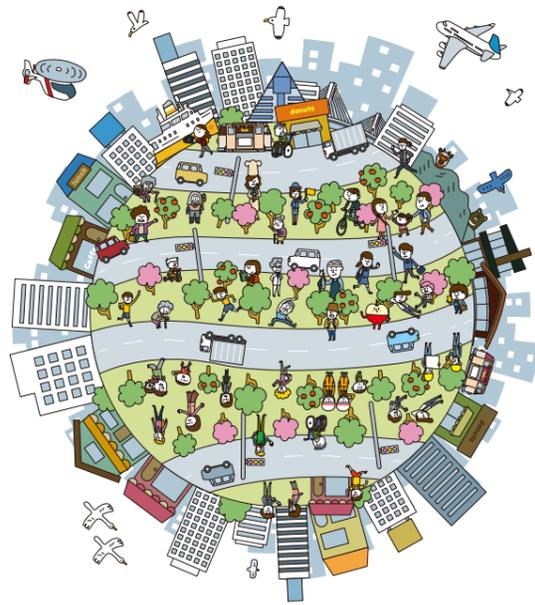
行政課題に的確に対応し、市民の期待に応え、事務事業の改革・改善に主体的かつ積極的に挑戦する人材の育成と、組織風土づくりを推進します。

(3) 持続可能な財政運営

将来にわたって安定した行政サービスを提供していくため、国の経済財政運営の動向や市の財政状況に留意しながら、持続可能な財政運営を行います。

(4) 市民ニーズの把握と分かりやすい情報提供

多様化・複雑化する地域課題を把握し、市政運営の参考とするため、地域の意見を聴く機会を設けるとともに、分かりやすい情報提供を行います。



「青森市総合計画 基本構想」における第1章から第4章の相関表

第1章 本市の直面する諸課題		人口減少																								
		(1) 魅力ある仕事や労働力の不足	(2) 少子化の進展	(3) 多様化する地域課題・地域活力の維持	(4) 高齢化の進展・短命市	(5) 多発する自然災害、空家等の増加	(6) 地球温暖化や海洋汚染など																			
将来都市像 市民一人ひとりが挑戦する街	第3章 施策の大綱	1 しごと創り		2 ひと創り		3 まち創り		4 やさしい街		5 つよい街		6 かがやく街														
	第2章 まちづくりの基本視点	産業の振興・雇用対策の推進	農林水産業の振興	観光の振興・誘客の推進	子ども・子育て支援の充実	教育の充実	スポーツの推進	文化芸術の推進	地域内連携・広域連携の推進	安全・安心な市民生活の確保	ユニバーサル社会の形成	保健・医療の充実	高齢者福祉の充実	障がい者福祉の充実	暮らしを支える福祉の充実	防災体制・雪対策の充実	土地利用・都市景観の形成	交通インフラの充実	豊かな自然環境の保全	快適な生活環境の確保	廃棄物対策の推進					
	(1) 産業創出と担い手の確保	◎	◎	◎																						
	(2) 未来を支える人材の育成				◎	◎	◎	◎																		
	(3) 連携の推進・安心な地域社会づくり	○		○	○	○			◎	◎	◎		○	○	○	○	○							○		
	(4) 生涯現役の推進					○			○			◎	◎	◎	◎											
	(5) 持続可能な都市づくり																◎	◎	◎							
	(6) 自然環境の保全	○	○	○																			◎	◎	◎	
第4章 推進体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

◎…「第2章 まちづくりの基本視点」を基に整理した施策の方向性
○…上記以外で、「第2章 まちづくりの基本視点」に関連がある施策の方向性

将来都市像

市民一人ひとりが挑戦する街

県都・港町・商都・豊かな地域資源

人口減少

青森市の直面する課題

基本視点1
産業創出と担い手の確保

① 魅力ある仕事や労働力の不足

基本視点4
生涯現役の推進

④ 高齢化の進展・短命市

基本視点2
未来を支える人材の育成

② 少子化の進展

基本視点5
持続可能な都市づくり

⑤ 多発する自然災害、空家等の増加

基本視点3
連携の推進・安心な地域社会づくり

③ 多様化する地域課題・地域活力の維持

基本視点6
自然環境の保全

⑥ 地球温暖化や海洋汚染など

- (1) 産業の振興・雇用対策の推進
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 観光の振興・誘客の推進

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 暮らしを支える福祉の充実

施策の大綱①
しごと創り

施策の大綱④
やさしい街

施策の大綱②
ひと創り

施策の大綱⑤
つよい街

施策の大綱③
まち創り

施策の大綱⑥
かがやく街

- (1) 子ども・子育て支援の充実
- (2) 教育の充実
- (3) スポーツの推進
- (4) 文化芸術の推進

- (1) 防災体制・雪対策の充実
- (2) 土地利用・都市景観の形成
- (3) 交通インフラの充実

- (1) 地域内連携・広域連携の推進
- (2) 安全・安心な市民生活の確保
- (3) ユニバーサル社会の形成

- (1) 豊かな自然環境の保全
- (2) 快適な生活環境の確保
- (3) 廃棄物対策の推進